

監査委員公表第530号

平成24年3月30日付け監査第962号で提出した監査結果の報告に対し、大分県知事及び大分県教育委員会委員長から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成24年7月13日

大分県監査委員 米 濱 光 郎
 大分県監査委員 姫 野 邦 子
 大分県監査委員 麻 生 栄 作
 大分県監査委員 首 藤 隆 憲

第1 財政的援助団体等監査

監査対象団体名 (所管課名)	監査結果の指摘事項又は注意事項及びその措置状況
監査実施日	
大分ブランドクリエイト株式会社 (商工労働部 商業・サービス業 振興課)	<p>指摘事項</p> <p>賃金の支払に際し、時間外手当の重複支給により、賃金規程と異なる運用が認められたほか、業務遂行手当、精勤手当など勤務実態を反映せず、一律に支給する時間外勤務に関する手当や、その他規程に定めのない手当が支給されていた事例が認められた。</p>
平成23年10月4日 ～10月5日	<p>措置状況</p> <p>指摘された事項について、平成23年10月6日、平成23年12月28日に文書通知を発出し、管理業務の改善指導を行った。 対象法人からは「今後は、業務遂行手当・精勤手当は廃止し、勤務実態に応じて時間外・深夜手当を支給する。併せて、帰省手当を廃止する一方、大入袋については、手当として規定化のうえ支給する。規定の改正は、平成24年4月支給分から実施する。」との報告を受けており、県としては適切な管理業務について引き続き指導することとしたい。</p> <p>注意事項</p> <p>① 第6期（H22年度）決算のレストランの売上収入において、平成23年9月末時点で、平成22年度下半期の売掛金の一部が未回収となっている事例が認められた。 ② 平成22年度経費として支出すべき委託業務経費を平成23年度経費として支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 指摘された事項について、平成23年10月6日、平成23年12月28日に文書通知を発出し、管理業務の改善指導を行った。 対象法人からは、「未回収の7件は、平成24年2月2日をもって全て回収した。今後は、回収業務のルーティン化（通帳確認、売掛金消し込み、月初めの確認と督促、本部と現場の情報共有など）による回収を徹底するほか、回収状況について、社外監査役によるチェックを毎月実施する。」との報告を受けており、県としては適切な管理業務について引き続き指導することとしたい。</p>

	<p>② 指摘された事項について、平成23年10月6日、平成23年12月28日に文書通知を发出し、経理事務の改善指導を行った。</p> <p>対象法人からは、「過年度支出分は営業外費用として、今期の経理の中で修正する。今後は、対象年度内での適正な経理事務を行えるよう、請求書だけでなく契約書を確認のうえ、支払い事務を行う。なお、会計年度を超えた場合は、未払金として計上し、処理を行うこととする。」との報告を受けており、県としては適切な経理事務について引き続き指導することとしたい。</p>
<p>久恒森林株式会社 (農林水産部 森林整備室)</p> <hr/> <p>平成23年10月18日 ～10月19日</p>	<p>指摘事項 平成22年度大分県造林事業の申請及び実績報告において、他の造林者（所有者）から受託した間伐等を行っていないにもかかわらず、実施したとして諸掛費分の補助金を過大に受けていた事例が認められた。</p> <p>措置状況 ① 過大に受領した補助金は早期に返還する。 ② 当該案件を含む全ての申請関連書類を再チェックし、不備のないことを確認した。 以上について指導を行った。 (今後の方針) ① 補助金制度への認識を深めるべく、勉強会等を開催する。 ② 所属長のチェックのほか、担当者相互のチェックを行うなど、内部審査機能の強化を図る。 以上について指導を行った。</p> <p>注意事項 大分県林業再生路網整備事業において、自社（補助事業者）が実施する事業を他社に請け負わせ、その一部を自社で下請施工し、売上として計上していることについて、下請施工する際の見積書や契約書を作成していないため下請代金の根拠が明確でないなど、不明朗な経理処理が行われていることが認められた。</p> <p>措置状況 ① 監査指摘以降の契約については、すべて下請契約の締結を行うよう指導した。 (今後の方針) ① 見積書・下請契約の作成を徹底する。 ② 職員教育の強化を図る。 以上について指導を行った。</p>
<p>公立大学法人大分県立 芸術文化短期大学 (企画振興部 政策企画課)</p> <hr/> <p>平成23年11月15日</p>	<p>注意事項 平成18年度から平成23年度において、演奏会などで臨時に雇用した演奏スタッフに対する報酬の支払において、源泉徴収をしないまま支給していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 税務署による指摘後、直ちに、過去の報酬支払状況を点検し、税務署と協議を行い、納付すべき額を確定した。</p>

<p>～11月16日</p>	<p>当該納付額を9月29日付けの税務署からの納税告知書により、翌日の9月30日に納付し、その後、本来源泉徴収すべき対象者から税相当額を徴収した。</p> <p>今回の事案を受け、以下の対策を講じ、再発防止に努める。</p> <p>審査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事務局職員による各学科担当者作成の報酬支払に係る会計書類の事前審査を実施。 会計アドバイザー業務を委託している公認会計士からの指導及び点検の実施。 <p>職員の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 毎年度4月に同会計士による関係職員を対象とする所得税業務等の研修を実施。
<p>財団法人大分県文化スポーツ振興財団 (企画振興部 文化スポーツ振興課)</p> <hr/> <p>平成23年11月9日 ～11月10日、 平成24年1月11日</p>	<p>注意事項 総合文化センターの管理運営委託（指定管理）において、管理施設である駐車場の長期（月極）貸付に伴う駐車場利用料の延滞損害金の未徴収やイベント開催時の託児サポート業務委託の委託料の誤払いが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 駐車場利用料 注意を受けた事項について、当団体に対し、平成24年4月1日に文書を発出し、適正な事業運営について指導を行った。</p> <p>未徴収分については、既に契約を終了している契約者がいることから、過去に遡って延滞損害金を徴することは難しく、当団体からは、「他の駐車場の取扱い等を参考に契約内容の見直しを行い、当該内容に基づいた適正な執行に努める。」という報告を受けており、県としては、適切な業務執行について引き続き指導することとした。</p> <p>② 託児サポート業務委託 注意を受けた事項について、当団体に対し、平成24年4月1日に文書を発出し、適正な事務処理について指導を行った。</p> <p>過払い分については請求を行い、平成24年2月16日に徴収を完了した。</p> <p>当団体からは、「請求書中に契約単価の根拠である配置時間帯を追加し、単価算出の誤りを防止する。また、支払い時に契約単価が確認出来る書類を添付し、支払担当課職員による確認を徹底するなど、適正な事務処理に努める。」という報告を受けており、県としては適切な事務処理について引き続き指導することとした。</p>
<p>公益社団法人大分県農業農村振興公社 (農林水産部 農地農振室)</p> <hr/> <p>平成23年12月6日 ～12月8日、 平成24年1月11日</p>	<p>注意事項</p> <p>① 平成22年度末の未収金について、前年度と比較すると未収金額は減少したものの、農地保有合理化事業や融資にかかる未収金が多額であり、一部に固定化が危惧されるものが認められた。</p> <p>② 大分農業文化公園のレストラン棟にかかる維持管理費の負担金の一部が長期にわたり未収となっており解決されていない事例が認められた。</p>

	<p>③ 大分農業文化公園の売店や貸ボートの券売機等による売上金（現金）を管理する規程がなく、長期にわたり保管している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 毎年農業委員会を通じて督促の通知をし、必要に応じて電話、個別訪問をしているが、さらに毎年債務承認書を徴収し、時効を防ぐとともに、債務を認識させる。 また、債権の管理表（債権の発生年月日、経過年数、債権額）の作成に取りかかるとともに、県、関係機関、各県公社の債権徴収マニュアル等も参考にしながら公社独自のマニュアルの作成を検討する。 ほぼ固定化している未収金については、経営の状況を勘案しながら、償却等を検討する。 以上のことを指導する。</p> <p>② 大分農業文化公園のレストラン棟に係る維持管理費の負担金の未収金については、債務者の設立団体が支払う旨約束しており、平成24年度中に回収できる見込みである。 今後とも適正な債権管理に努めるよう指導する。</p> <p>③ 金融機関へ定期的に入金出来るような体制整備や規程の作成を検討するよう指導する。また、電子マネーの導入などにより、現金を取り扱わないような方策も検討するよう指導する。</p>
<p>社団法人大分県漁業海洋文化振興協会 （農林水産部 漁業管理課）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>平成23年11月15日</p>	<p>注意事項</p> <p>① 種苗放流事業について、本事業は事業予算を各海区ごとに均等に配分する方法で行われており、具体的な事業計画の策定や事業効果の検証を行っておらず、事業実績の確認もしていない事例が認められた。</p> <p>② 他団体へ支払われている併任職員の人件費相当分について、支払金額の算出根拠がなく、請求書もないまま支払われていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 平成24年2月24日に臨時総会を開催し解散決議の承認を頂き、平成24年3月31日をもって解散したが、今後同様の事例が発生することのないよう関係団体の指導監督に努めたい。</p> <p>② 平成24年2月24日に臨時総会を開催し解散決議の承認を頂き、平成24年3月31日をもって解散したが、今後同様の事例が発生することのないよう関係団体の指導監督に努めたい。</p>
<p>大分県道路公社 （土木建築部 道路課）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/>	<p>注意事項</p> <p>平成22年度空港道路第3号法面補修工事について、変更契約額が当初契約額の3割を超える増加となるにもかかわらず、工期終了の2日前に変更契約を締結するなど契約事務に適正を欠く事例が認められた。</p>

<p>平成23年6月7日 ～6月8日</p>	<p>措置状況 大分県道路公社は、平成23年1月31日に解散し、平成23年7月31日に清算終了となった。 今後、類似の団体を所管した場合には、このような事態が起こらないよう指導を徹底する。</p>
<p>ビーコンプラザ共同事業体 (企画振興部 観光・地域振興課)</p>	<p>注意事項 別府コンベンションセンターの管理運営委託において、管理施設であるグローバルタワー及び地下駐車場の利用料金(現金)を、経理規程に定める期間を超えて保管していることが認められた。</p>
<p>平成24年1月24日 ～1月25日</p>	<p>措置状況 グローバルタワー売上金は毎日銀行入金に改め現在実行している。 地下駐車場売上金は、鍵のついた保管庫で厳重に保管されており、売上金額によって回収を行っていたが、毎週金曜日に売上金を回収し即日銀行入金するよう改めた。平成24年度中には毎日売上金を回収できるようにする。</p>
<p>一般財団法人大分県母子寡婦福祉連合会 (福祉保健部 こども子育て支援課)</p>	<p>注意事項 大分県母子福祉センターの指定管理における基本協定書に定める県が貸与した管理備品について台帳を整備しておらず、また指定管理委託料で購入した郵券証紙について、出納が適正に行われていないため現在残高と一致しないほか、少額の現金が郵券証紙とあわせて保管されるなど改善を要する事項が認められた。</p>
<p>平成24年1月31日</p>	<p>措置状況 (1)備品 県担当者立会の上、平成24年1月末現在で数量の確認を行い、管理備品台帳を整備させた。 (2)郵券証券 平成24年1月末現在で切手出納簿を整備させた。また、今後の適正執行のため、県から団体に対し、切手出納簿担当者を配置するよう指導し、4月に配置した。 今後は、各種台帳や出納簿を適切に管理するよう、指導していきたい。</p>
<p>株式会社大宣 (土木建築部 公園・生活排水課)</p>	<p>注意事項 大分スポーツ公園及び高尾山自然公園に係る施設賠償責任保険において、基本協定で定めた、県を追加被保険者とした交叉責任担保追加特約を付帯した保険となっていなかったことが認められた。</p>
<p>平成24年1月11日、 1月13日</p>	<p>措置状況 23年度分については速やかに特約条項の追加手続きを行うとともに、24年度は、当初から特約条項を付帯した。 また、今後は、基本協定書で定めた内容を確認する「チェックシート」により、適正な管理が行われているか確認を行う。</p>
	<p>注意事項</p>

<p>社会福祉法人九州キリスト教社会福祉事業団 (福祉保健部 高齢者福祉課)</p> <p>-----</p> <p>平成23年9月13日</p>	<p>平成22年度軽費老人ホームのサービスの提供に要する費用に係る県補助金の実績報告に際し、入居者から徴収すべき金額1名分の記載を誤り、過大に補助金の交付を受けていた。</p> <p>措置状況</p> <p>平成23年10月5日付け高齢福第1677号により一部取り消し及び返還について通知し、過大に交付した補助金36,000円については平成23年10月12日に収納済み。</p> <p>また、返還に係る加算金2,127円は平成23年10月25日に収納済み。</p> <p>今後は収入申告を担当する職員とは別の職員も含め、複数人体制で書類の確認を行い、誤りを防止するよう指示した。</p>
<p>学校法人渡邊学園 (生活環境部 私学振興・青少年課)</p> <p>-----</p> <p>平成23年9月14日</p>	<p>注意事項</p> <p>① (大分国際情報高等学校) 大分県私立学校運営費補助金の補助対象経費である人件費(教職員給与)について、給与規程に支給額の根拠となる給料表が定められていない事例が認められた。</p> <p>② (とぜん幼稚園) 平成22年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金において、補助金の交付対象外の保育料減免を補助対象経費に含めていたため、過大に補助金の交付を受けていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 指摘された事項について、平成24年2月22日に文書通知を発出し、適正な事業執行についての指導を行った。 今後は、給与規程を早期に作成するよう、引き続き指導することとしたい。</p> <p>② 指摘された事項について、平成24年2月22日に文書通知を発出し、適正な事業執行についての指導を行った。 なお、過大に交付した補助金については、平成23年12月9日に県に返還された。 対象法人からは平成24年4月6日付けで「今後は、補助金交付要綱等に従った適正な事業執行に努める。」という報告を受けており、県としては、適切な事業運営について引き続き指導することとしたい。</p>
<p>学校法人ひまわり学園 (生活環境部 私学振興・青少年課)</p> <p>-----</p> <p>平成23年10月12日 ～10月13日</p>	<p>注意事項</p> <p>私立学校運営費補助金の対象経費として報告されている経費の一部について、補助対象経費から除外し、法人部門として経理することが適当なものが平成21年度及び平成22年度とも認められ、これに関連して平成22年度大分県私立学校運営費補助金が過大に交付されていた。</p> <p>措置状況</p> <p>指摘された事項について、平成24年2月22日に文書通知を発出し、適正な事業執行についての指導を行った。 なお、平成21年度及び平成22年度に過大に交付した補助金については減額交付を行った。 対象法人からは平成24年4月6日付けで「今後は、補助金</p>

	<p>交付要綱等に従った適正な事業執行に努める。」という報告を受けており、県としては、適切な事業運営について引き続き指導することとしたい。</p>
<p>学校法人泉学園 (生活環境部 私学振興・青少年課)</p>	<p>注意事項 平成22年度大分県私立学校運営費補助金について、人件費の所要見込み額を誤って申請したこと及び平成22年度大分県私立幼稚園保育料減免補助金については対象園児数を誤ったことによって、いずれも過大に補助金額の交付を受けていた。</p>
<p>平成23年10月18日</p>	<p>措置状況 指摘された事項について、平成24年2月22日に文書通知を发出し、適正な事業執行についての指導を行った。 なお、過大に交付した補助金については、平成23年12月13日に県に返還されるなどし、適正な処理が行われた。 対象法人からは、平成24年4月6日付けで「今後は、補助金交付要綱に従った適正な事業執行に努める。」という報告を受けており、県としては、適切な事業運営について、引き続き指導することとしたい。</p>
<p>九州アルプス商工会 (商工労働部 商工労働企画課)</p>	<p>注意事項 ① 平成19年度大分県商工会合併支援環境整備事業費補助金により実施した商工会館の改修工事について、取得した財産が資産に計上されていない事例が認められた。</p>
<p>平成23年10月14日</p>	<p>② 平成22年度小規模事業経営支援事業にかかる時間外勤務手当の支給について、振替先の日の時間外勤務を命じないまま勤務させた事例及び週の法定労働時間を超えた割増賃金を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 ① 会館改修工事について、貸借対照表の固定資産に計上し修正を行った。また、修正した旨を平成24年度通常総会において報告する予定である。 当課及び上部指導団体である県商工会連合会は、総会において適正に報告されているか、確認を行うこととする。</p> <p>② 時間外勤務命令については、命令簿・出勤簿等の関係帳簿類の整備を行うとともに、手当の追給措置を行った。 当課及び県商工会連合会は、他の商工会等でも同様のケースがないか、商工会等に対する実地調査等において、確認及び指導を行うこととする。</p>
<p>大分県農業会議 (農林水産部 農地農振室)</p>	<p>注意事項 ① 農業会議費負担金事業及び補助事業において、常任会議における6号常任会議員(農業に関し学識経験を有する者)について、多くが事実上農業関係団体代表で構成されており、また、会議において一部出席率の低い会議員が見受けられるなど会議運営の活性化を図る観点から改善を要する事項が認められた。</p>
<p>平成23年11月24日</p>	<p>② 農業会議費負担金事業及び補助事業の対象である人件費について、関係する任意団体との経費の負担区分が明確に</p>

	<p>されておらず、また、予算執行上の経理処理にも誤りが認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>① 常任会議は、農業者全体の一般的利益を代表し、農業会議が行う法令業務を所掌する機関であるので、これにふさわしい構成及び運営となるよう指導する。</p> <p>出席率の特に低い6号常任会議員1名は、平成24年12月末に退任しており、後任の常任会議員の選任については、ご指摘の内容を踏まえて行うよう指導する。</p> <p>② 農業会議に事務局を置く任意団体の事務事業は、農業会議の事務事業と密接に関連していることから、経費の負担区分を截然と直ちに設定することは困難であるが、任意団体に対する関与のあり方について検討を加えていく過程で、可能な限り明確にしていくよう指導する。</p> <p>農業会議の職員が任意団体の業務に従事し、人件費相当額が支払われる場合は、当該任意団体と農業会議の間で業務委託契約を結び、人件費負担の根拠を明らかにするとともに、当該任意団体が負担すべき額を農業会議の会計に受け入れ、これを財源として、当該職員に係る人件費を農業会議から支出するよう指導する。</p> <p>また、複数の財源（補助金、委託料等）をその人件費に充てている職員については、当該財源ごとの人件費負担区分を明確にするよう指導する。</p> <p>勘定科目の給与に計上すべき経費を賃金に計上した誤りについては、適正に経理処理を行うよう指導する。</p>
<p>大分県酪農業協同組合 (農林水産部 畜産振興課)</p> <hr/> <p>平成23年11月17日</p>	<p>注意事項</p> <p>乳肉複合経営促進資金貸付金において、貸付要綱に定めた償還方法と異なるリース契約を貸付対象者と締結するとともに、県への貸付申請書に貸付要綱に定めた限度額を超える金額を記載し貸付金を過大に受け取っていた事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>乳肉複合経営促進資金貸付事業貸付要綱に反した運用を行っていたことから、県からの貸付金を全額返納した。</p> <p>今後、このようなことのないよう、内部チェックと牽制を強化する。</p> <p>以上について指導を行った。</p>
<p>大分県木材協同組合連 合会 (農林水産部 林産振興室)</p> <hr/> <p>平成24年2月1日</p>	<p>注意事項</p> <p>大分県間伐材需要対策資金貸付金において、同貸付要綱の規定に反し、団体から単位組合（地区の木材協同組合）を経由して製材業者へ約1年間を通じて貸し付けられ、製材業者の実質的な金利負担率が貸付要綱の規定を超えている事例が認められた。</p> <p>措置状況</p> <p>要綱に基づく貸し付けを徹底させる。ただし貸付期間については現状を考慮し、当該資金がより有効に活用されるよう、要件整備等を検討したい。</p>

宗教法人教尊寺 (教育庁文化課)	<p>注意事項 大分県文化財保存事業における設計監理業務委託契約について、補助対象の前年度に実施された調査及び設計業務が平成21年度の委託業務内容に記載され、平成21年度に作成されているべき実施設計の積算書が確認できない事例並びに工事請負契約について、工事請負額及び工事施工期間が変更となったにもかかわらず契約を変更していない事例がそれぞれ認められた。</p> <p>措置状況 ① 設計管理業務委託に関して ア) 団体に対し、積算根拠の提出と事業内容確認を厳しく指導 イ) 教育文化班による会計的な点検・確認、文化財班による事業的観点からの点検で、二重チェックによる算定作業を実施 ② 設計管理業務の契約について ア) 変更契約の速やかな実施を指導 イ) 契約金額を恣意的に調整できないよう、年度当初ごとに契約を更新するよう指導 ③ 平成21年度の契約内容について 教育文化班の会計的な点検・確認、文化財班の事業的観点からの点検・確認を徹底 ④ 工事請負業者との契約について ア) 変更契約の速やかな実施を指導 イ) 教育文化班の会計的な点検・確認、文化財班の事業的観点からの点検・確認を徹底</p>
平成24年1月19日	

第2 随時監査

監査対象機関名 ----- 監査実施日	監査結果の注意事項及びその措置状況
福祉保健部 医療政策課 ----- 平成23年12月21日	<p>注意事項 看護実践能力強化の補助事業において、事業の執行に当たっての手續が遅れたことにより、県からの補助金の交付決定の通知前に補助事業実施団体が事業を執行していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 補助に係る事務を早期に行うため、班内における進捗管理を徹底し、補助金交付要綱の規程整備等の着手時期を早める。</p>
農林水産部 畜産振興課 ----- 平成23年12月20日	<p>注意事項 ① 大分県酪農業協同組合等を対象に実施した口蹄疫等進入防止緊急対策事業において、事業実施要領の改正を行わないまま、補助対象事業者に対し事業実施要領と異なる指導を行った結果、事業要件に該当しない小規模施設に対しても補助金を交付した事例が認められた。</p> <p>② 大分県酪農業協同組合が組合員に対し実施する畜産経営</p>

緊急安定対策事業（出荷集中等に伴う価格差支援）において、事業者に対し実施要領に定める内容とは異なる指導を行った結果、事業要件である延期された市場に出荷されたと認められない牛についても補助金を交付した事例が認められた。

措置状況

①（家畜衛生飼料室）

今後は、事業の趣旨に沿った補助要件等を十分検討した上で実施要領を策定するとともに、状況が変化した場合には必要に応じ改正作業等を行い、適正な補助事業の実施に努める。

②（畜産振興課）

今後は、事業実施にあたり、要領・要綱に基づく要件等を厳格に判断し、組織的なチェック体制を強化するとともに、要領・要綱の作成にあたっては、十分な議論のもとあらゆる状況を踏まえた内容とし、再発防止に努めることとした。